

奈良県地域福祉計画

(案)

平成 31 年 3 月
奈良 県

目次

第1章 奈良県地域福祉計画の策定にあたって	
Ⅰ. 計画の位置づけ	1
Ⅱ. 計画の期間	1
Ⅲ. 計画の構成	1
Ⅳ. 計画の基本的な考え方	2
第2章 奈良県地域福祉推進大綱	
Ⅰ. 基本理念	4
Ⅱ. 目指す地域の姿	
1. 社会的包摂と社会参加の機会の確保	5
2. 共生の地域コミュニティの構築	6
3. 福祉の担い手が生まれ、活躍できる社会	7
4. 県域セーフティネットの充実	8
Ⅲ. 県域の地域福祉の推進	
1. 分野や人をつなぎ、地域力を強化します	9
2. 住民の機運醸成を図り、地域共生社会の仕組みづくりを進めます	9
3. 福祉における多様な担い手を育成・支援します	10
4. 地域における、包括的支援体制の構築を目指します	10
5. 県と県社会福祉協議会が核となり、市町村と連携して進めます	11
6. 基盤となる福祉の仕組みを強化します	11
第3章 アクションプログラム	
Ⅰ. 施策の体系	12
Ⅱ. 施策の展開	
1. 「支え合い」活動の推進	
(1) 地域共生の仕組みづくり	14
2. 多様な福祉の担い手づくり	
(1) 地域福祉を推進する人材の育成・組織づくり	20
(2) 福祉・介護人材の育成・確保・定着	26
3. 安心できる福祉基盤の整備	
(1) 地域の人々を支える支援体制の充実強化	30
(2) 福祉サービスの質の向上	42
(3) 市町村地域福祉計画の策定支援	44
資料編	46

第1章 奈良県域地域福祉計画の 策定にあたって

Ⅰ. 計画の位置づけ

- 本計画は、県域における地域福祉を推進するため、広域的な見地から、市町村が行う地域福祉推進の取組を支援する「県の市町村支援計画」（社会福祉法第 108 条）であるとともに、県がコーディネート役となって、国の制度や地域福祉に関連する分野を市町村や地域に繋ぐとともに、自らも主体的に取り組む「県域の地域福祉計画」です。
- また、県、市町村、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）、民間団体等が、地域における課題認識を共有し、その課題解決に向け、県も現場において市町村等様々な主体と協働・連携して取り組む「福祉の奈良モデル」推進計画です。

Ⅱ. 計画の期間

- 本計画の実施期間は、2019 年度から 2021 年度までの 3 年間とします。

Ⅲ. 計画の構成

- 県域の地域福祉を推進するうえでの「県域地域福祉推進大綱」と施策を体系化させた「アクションプログラム」の 2 部構成とします。

IV. 計画の基本的な考え方

1. 地域が抱える課題

- 人口減少と高齢化が同時進行する中、本県においても高齢者のみの世帯や単身高齢者が増加し、これからも増え続けると見込まれています。また、晩婚・晩産化によるダブルケアといった複合的課題を抱え込んでいたり、障害のボーダー層やひきこもり等、既存の福祉制度が届きにくい「制度の狭間」の課題が増加しています。
- 地域でかつてはコミュニケーションの場となっていた商店街がシャッター通りと化し、住宅地では空き家やゴミ屋敷が増加を続けています。近隣の支え合い機能が脆弱化し、社会のなかで孤立化する人や孤独死が深刻な地域課題になっています。
- 団塊の世代全員が後期高齢期を迎えると福祉・介護人材が県内で約 5,000 人不足すると想定されており、介護離職を生み出すリスク要因になっています。また、「制度の狭間」の解決に必要な、地域でのアウトリーチと地域づくりを担う人材が各地域で不足しています。

2. 「県域」の地域福祉計画の考え方

- 「県域」の地域福祉計画は、既存の社会保障や福祉制度では対応が困難な地域の生活課題に対し、国の制度の縦割りの考え方を排し、関係機関が連携しながら住民主体の地域をつくりあげようとするものです。
- 住民が抱える地域の生活課題としては、福祉、介護、医療、就労などの幅広い分野に関する課題、地域社会からの孤立などの日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの様々な課題があります。
- これらの課題に対し、市町村では住民や支援関係機関による相互の協力が円滑に行われ、解決に繋げるための支援が包括的に提供される体制の整備を行い、県では市町村の取組に対して、それぞれの地域の特性やニーズに合わせたコーディネートの役割を担います。

- 奈良県高齢者福祉計画及び第7期奈良県介護保険事業支援計画、奈良県障害者計画、奈良子どもすくすく・子育ていきいきプラン等の福祉に関する個別計画との整合を図りつつ、幅広い機関や団体と連携しながら地域福祉を推進します。

3. 県の基本的な役割

- 県は、既存の社会保障や制度のさらなる充実を図るとともに、制度の狭間の課題を解決するために、市町村等、多様な主体と連携・協働し、「地域共生社会」の実現を目指します。
- 県は、「福祉の奈良モデル」の考え方にに基づき、多様な支援主体の横断的な協働体制を構築し、県域のセーフティネットの充実を図ります。

目標①：様々な人や分野を繋ぎ、広域的なセーフティネットを構築する。
目標②：誰もが排除されることなく、あらゆる人が役割を持ち、社会への参加が確保される地域社会づくりを推進する。
目標③：住民の支え合い活動を推進するため、地縁型のコミュニティに加え、同じ悩みを持つ者、あるいは対象を絞ったテーマ型のコミュニティの構築を推進する。
目標④：住民の身近な圏域において、地域福祉が推進されるよう市町村域での地域福祉計画の策定支援を推進する。

- 県は、住民の暮らしを包括的に支えるための地域福祉活動の担い手や、福祉現場を支える専門職の確保・定着等、福祉を支える人づくりを推進します。

目標①：制度の狭間の自らSOSを発信できない課題に対し、アウトリーチによる予防的アプローチを担えるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）などの地域の人材を育成する。
目標②：誰もが大切にされ、安心して暮らせるために、福祉現場を担う人材の働きやすい職場環境づくりを目指す。

4. 対象者

- 高齢者、障害のある人、子育て中の人、外国人等に加え、各福祉制度の狭間で支援が行き届かない人等を含め、地域で暮らしている全ての人を計画の対象とします。

第 2 章 奈良県地域福祉推進大綱

1. 基本理念

全ての県民が、相互に人格と個性を尊重し合うとともに支え合いながら、安心して幸せに暮らすことができる地域社会の実現を目指す。

- 全ての県民が、社会的に孤立したり、排除されることなく、地域社会の一員として包摂されるとともに、役割を持って、相互に支え合っていく地域社会の実現を目指します。
- とりわけ、くらしを取り巻く課題が複雑かつ多様化し、近隣の相互扶助機能が低下する中、既存の制度・施策では対応しにくい制度の狭間の困りごとを抱える人が地域で増加しています。
中には、これらの人が社会的に孤立し、SOSを出せないまま、問題が深刻化してから発見されることも少なくありません。
- 「福祉の奈良モデル」によって、県、市町村、社協、ボランティアといった地域福祉を支える力を結集し、一人ひとりが大切にされ、安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組みます。
- その際、地域で実際に起きている課題を直視し、すでに行われている取組を進めるだけでなく、未だ解決策を見いだせていない課題を発見し解決策を模索することも含めて、地域生活課題の解決に向けた取組を進めます。
- 本計画では、「奈良県障害のある人もない人もともにくらしやすい社会づくり条例」の理念を踏まえ、全ての県民が、相互に人格と個性を尊重し合うとともに、安心して幸せに暮らすことができる地域社会の実現を基本理念とします。

II. 目指す地域の姿

1. 社会的包摂と社会参加の機会の確保

社会的排除や孤立を生まない社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）と、一人ひとりの社会参加の機会が確保される地域社会の実現を目指します。

- 既存の福祉の制度が届かず、制度の狭間で生きづらさを抱えている人の中には、自ら助けを求めなかったり、誰にも相談することなく、地域の中で孤立を深めている人が少なくありません。また、高齢や障害、生活に困窮した人の中には、地域や社会活動への参加の機会が持てずにいる人もいます。

- 地域において、誰もが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、互いに個性や多様性を認め合いながら、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域づくりを目指します。

2. 共生の地域コミュニティの構築

住民が、生きづらさを抱えた人に寄り添い、幅広い視点で支え合い活動を実践する共生の地域コミュニティの構築を目指します。

- 人口減少が進行し、少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、地域を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。
また、既存の社会保障や福祉制度では十分に対応できない、「制度の狭間」の課題が増加しています。

- 県内各地域で、顔が見える自治会単位等の小地域における、住民同士のつながりと支え合いによるコミュニティの再生に加え、人と人とのつながりが多様化している中で、同じ悩みを共有したり、個別の生活課題に寄り添った共生のコミュニティを構築し、一人ひとりが大切にされ、地域で安心して生活ができる社会を目指します。

3. 福祉の担い手が育まれ、活躍できる社会

住民のくらしを支える福祉活動を担う人材や福祉現場を支える専門職等、福祉を支える担い手が育まれ、活躍できる社会を目指します。

- 地域で困っている人を支えるためには、住民同士の支え合いだけでなく、分野を問わず、地域で生じている「困りごと」を受けとめ、地域住民と共に地域の基盤づくりを担う専門職が欠かせません。住民の生活課題を丸ごと受けとめ、住民と一緒に解決を図る専門職の活動を支援します。

- また、急速な高齢化が進む中、福祉現場を支える専門人材の確保、定着は喫緊の課題です。ターゲットに応じた求職者の開拓、福祉職場における求職者と求人双方のニーズに応じたきめの細かいマッチング、働きやすい職場づくりの充実を図り、福祉人材の確保・定着を推進します。

4. 県域セーフティーネットの充実

多様なインフォーマルサービスを担う地域住民とフォーマルサービスを担う専門職が連携・協働して困っている人を支えるセーフティーネットの充実を図ります。

- 地域では自治会、老人クラブ、NPO、ボランティア等、様々な住民活動がくらしの中のインフォーマルサービスの支え手となっています。
- 今、地域では、中高年のひきこもりやゴミ屋敷、ワーキングプア等、深刻な生活課題が様々な形で顕在化しています。このような中、地域に出向き、困りごとを抱えた人を支えるとともに、住民と協働して支え合う地域づくりを進めるコミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターといった専門職の役割がますます重要になってきています。
- 県や市町村、社協などが担う制度に基づいたフォーマルサービスと小地域における様々な住民の支え合い活動が連携・協働し、共に生きづらい人を支えていくセーフティーネットの充実を目指します。

Ⅲ. 県域の地域福祉の推進

1. 分野や人をつなぎ、地域力を強化します

県はコーディネート役として、様々な分野をつなぎ、「地域生活課題」を多様な主体と共有し、地域力の強化を図ります。

- 県民の暮らしに関わる各分野の縦割りの福祉制度が相互に連携・協働を図られることにより、個人や世帯の抱える複合的な福祉課題の解決に向けて一体的に支援できる体制が求められています。県では、地域において分野横断の連携取組が進むよう、コーディネート役として様々な分野や人を市町村や関係機関につなぎ、「福祉の奈良モデル」に基づく地域福祉を推進します。
- 既存の社会保障や福祉制度では解決の難しい地域の生活課題に対し、深刻化する前に課題を受けとめることができるよう、地域における発見と見守りの機能を強化します。また、地域福祉を担う専門職など多様な主体と連携・協力しながら、地域力の強化を図ります。

2. 住民の機運醸成を図り、地域共生社会の仕組みづくりを進めます

地域福祉に取り組む住民の機運醸成を図り、住民の支え合いを基盤とした地域共生社会を構築します。

- 県及び市町村は連携しながら、県域及び市町村地域福祉計画等を通じて、目指すべき地域の姿を住民と共に検討するとともに、地域福祉のあり方について住民に発信・共有し、住民の支え合いに向けた機運醸成を図ります。
- 社協は、住民の地域福祉への意識を高め、地域活動に必要な知識を持つ地域福祉の担い手と協働して、住民主体の地域づくりを進めます。

3. 福祉における多様な担い手を育成・支援します

住民に身近な圏域で、住民の福祉活動を支援する人材の育成・配置促進を図るとともに、福祉現場の担い手の育成・確保・定着支援を推進します。

- 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促し、生きづらさを抱える人や世帯への支援活動を支え、公的支援や制度福祉との連携を図る専門職（コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーター等）の育成、資質向上、配置促進を通じて、住民に身近な圏域での支援体制の充実を図ります。
- また、団塊の世代全員が後期高齢期を迎える 2025 年に向けて福祉現場を支える福祉・介護人材の確保・定着は喫緊の課題であり、福祉・介護分野に関する普及啓発、情報発信、参入促進、人材育成、資質向上、労働環境改善等、将来を見据えた幅広い施策を進めていきます。

4. 地域における、包括的支援体制の構築を目指します

福祉に関する個別計画との整合を図り、多様化、複雑化する住民の複合課題に対する包括的支援体制の構築を目指します。

- 福祉のサービスが充実しても、個々のサービスがばらばらでは複合化する課題の効果的な解決につながりにくいことから、高齢、障害、児童などの各分野における個別計画と整合性を図り、支援課題を共有するなど、分野を横断した取組が図られるよう、計画的に推進していきます。
- 市町村において、様々な制度の専門分化された分野別、縦割りの支援を、住民のくらしに即して「包括」「連携」し、住民の複合的な困りごとを受けとめ解決できるよう支援します。また、必要に応じて支援関係機関に対し協力を求めることができる、全世代・全対象型の包括的な支援体制が構築されるよう支援していきます。

5. 県と県社会福祉協議会が核となり、市町村と連携して進めます

県と県社会福祉協議会が核となり、広域的、戦略的な施策を展開するとともに、市町村や市町村社会福祉協議会等への支援を推進します。

- 県は、市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の推進を支援するための基本方針に基づき、福祉サービスの適切な利用及び社会福祉事業の健全な発展のための基盤整備の充実が図られるよう積極的に支援します。
- 県域の地域福祉を推進するために、県と県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）が核となり、市町村や市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）が主体となって実施する取組を支援するとともに、広域的な支援資源や専門的な支援資源を開拓して、生活支援ネットワークの充実を図ります。

6. 基盤となる福祉の仕組みを強化します

社会保障や福祉制度の充実を図るとともに、制度の狭間の課題の解決に向けて、市町村や関係機関と連携が図れるよう福祉基盤を強化します。

- 県は、地域住民、市町村、社協、関係機関や関係団体等と幅広く連携しながら、社会保障や福祉制度の充実を図ります。また、住民のくらしにつながる福祉以外の他分野、他領域とも連携し、安心できる福祉基盤の充実を目指します。
- 制度の狭間の課題や社会的孤立や排除、複合的な地域生活課題の解決に向けて、地域の幅広い機関や団体等、支援者同士が協働・連携しながら、誰も排除されない地域づくり、住民主体の支え合い活動の普及を進めます。

第3章 アクションプログラム

1. 施策の体系

1. 「支え合い」活動の推進

少子高齢化が進展する中、核家族化や単身世帯の増加等の家族形態の変化などにより、家族における支えあい機能が低下しています。また、地域のつながりが希薄化する中、既存の制度、施策では対応が難しい困りごとを抱える人が増加しています。

こうした中、生きづらさを抱える人を排除することなく、互いに認め合い、声を掛けあって支え合う地域をつくっていくことが大切です。

このような認識のもと、地域コミュニティの再生を図るため、住民同士による「支え合い」活動の推進を図ります。

2. 多様な福祉の担い手づくり

地域において日常的な生活支援が必要な人が増加する中、地域における住民主体の支え合いを推進していくためには、その大きな原動力として、地域活動の推進役となるキーパーソンの活動が重要です。また、自ら支援の声をあげない人に、アウトリーチにより支援の手を差し伸べる専門的スキルを持ったコミュニティソーシャルワークを行う人材の活用が重要となっています。

今後、さらなる高齢化の進展が見込まれることから、福祉・介護サービスの需要がますます大きくなることが予想され、人材の確保は引き続き喫緊の重要課題となっています。

こうした認識のもと、地域福祉をコーディネートする地域福祉の担い手及び福祉人材の確保と定着の推進を図ります。

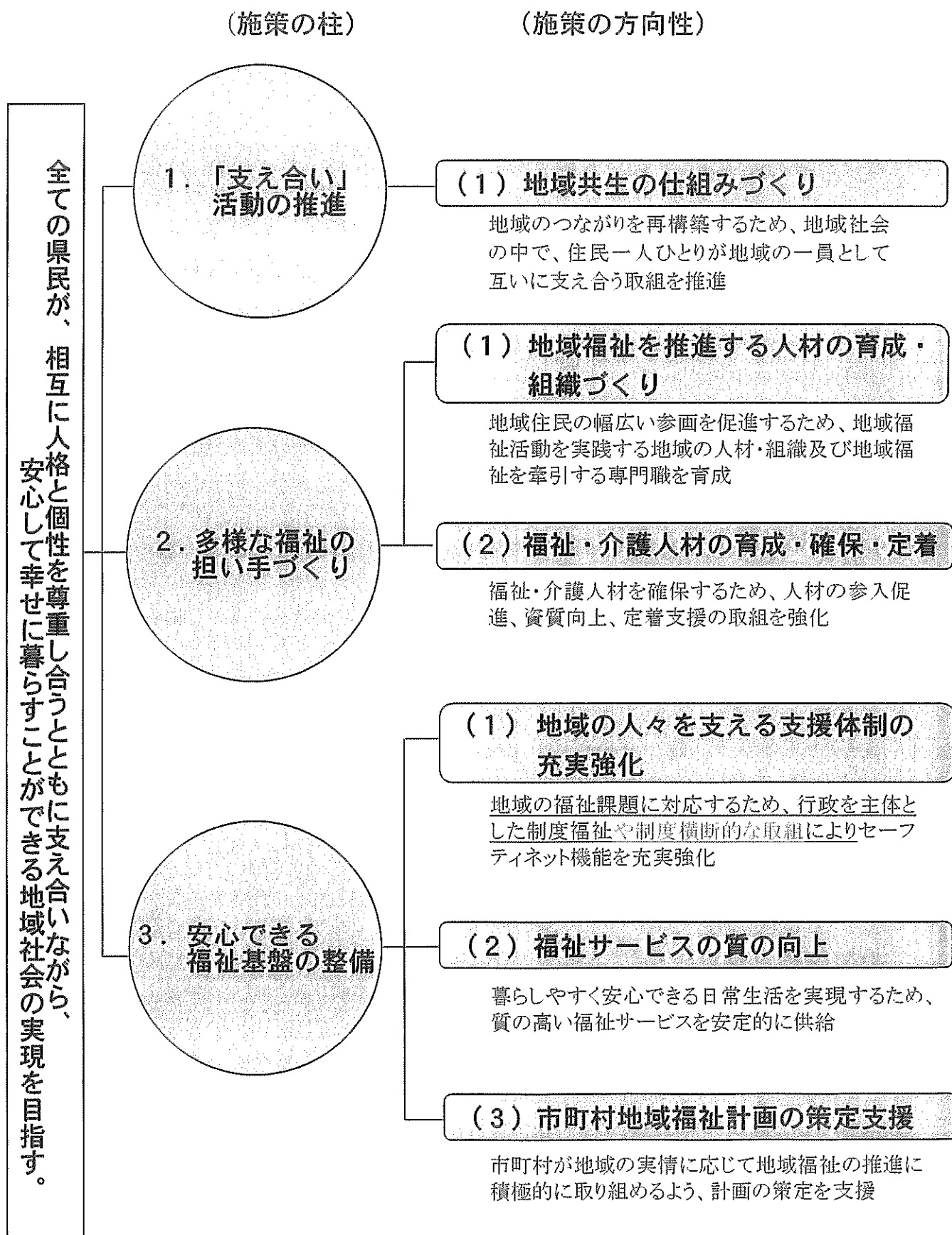
3. 安心できる福祉基盤の整備

高齢者や障害のある人など日常生活に支援が必要な人が増え続けている中、支援が必要な状態で暮らす期間が長くなるが見込まれています。また、介護だけでなく、育児、障害、生活困窮等、個人や世帯の抱える生活課題が多様化、複雑化しています。

このような中、誰もが地域の中で適切な福祉サービスを選択して利用でき、安心して暮らし続けられるよう、支援が必要な人を支える体制の充実強化を図るとともに、利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上を図ることが必要です。

こうした認識のもと、地域において、誰もが暮らしやすく安心できるような福祉基盤の整備の推進を図ります。

【施策の体系図】



II. 施策の展開

1. 「支え合い」活動の推進

(1) 地域共生の仕組みづくり

① 住民主体の課題解決に向けた取組の支援

【現状と課題】

- ・人口減少や核家族化、単身世帯の増加など社会や家族形態の変化により、様々な分野の課題が絡み合い複雑化したり、複数分野の課題を抱えている人が増加しています。
- ・また、地域のつながりの弱まりを背景として、「社会的孤立」や「制度の狭間」の課題も顕在化しています。
- ・これらの課題を解決していくためには、行政や関係機関の取り組みと並んで、地域住民が主体的に課題を把握し、解決を試みる体制づくりを推進していく必要があります、サロン活動や見守り活動を始めとする、自治会や地域の住民による自主的な福祉活動（小地域福祉活動）が重要です。
- ・県内における小地域福祉活動の件数は増加傾向にあり、社協では様々な住民主体の現場支援を行っています。
- ・また、県においても地域住民等が相互に交流を図ることができる小さな拠点整備等のモデル事業を実施してきました。
- ・さらに、活動者の交流や県内各地の活動づくりの気運を高めることを目的として「なら小地域福祉活動サミット」を県社協と共催するとともに、行政等の公的機関が果たすべき役割や住民活動への支援について意見交換等を行う「奈良県域小地域福祉研究会」を開催しました。

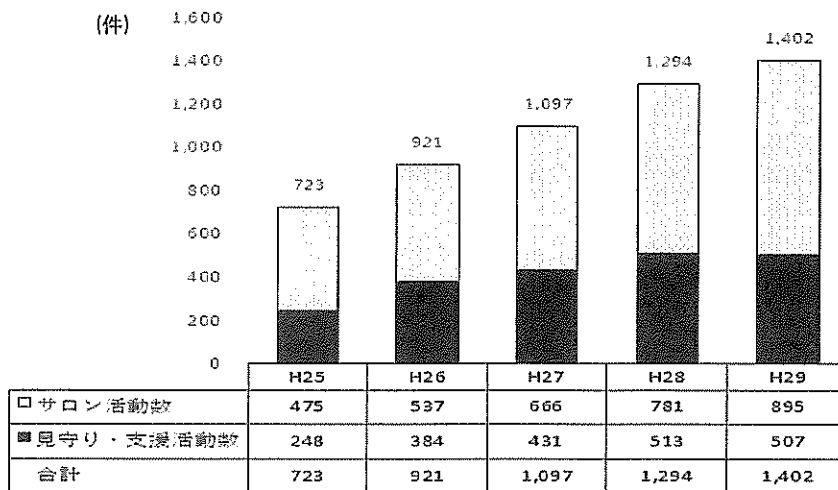
【取組の方向性】

- ・地域生活課題を地域住民等が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）（※P. 21 参照）などの配置促進に向けて、市町村や市町村社協が協働して取り組むよう県社協と共に支援します。
- ・これまでのサロン活動等の小地域福祉活動をさらに発展させ、地域生活課題を早期に発見し、適切な対応を行うために、誰もが気軽に立ち寄り交流したり、住民と専門職が地域の課題について話し合う場として地域の集いの場（自治会館、集会所、隣保館等）を拠点とした活動の推進について支援を行います。
- ・また、様々な機会を通じて地域住民の地域福祉活動の機運を醸成するとともに、これまでの地縁型コミュニティのみならず、同じ悩みを持つ者同士の集いの場といったテーマ型コミュニティの構築に向けた支援を行います。
- ・複雑、多様化する地域での課題の解決に向けて、地域住民と地域のボランティア・NPO等の支援関係機関が共に解決に向けて取り組む体制を構築し、地域全体の福祉力向上を目

指します。

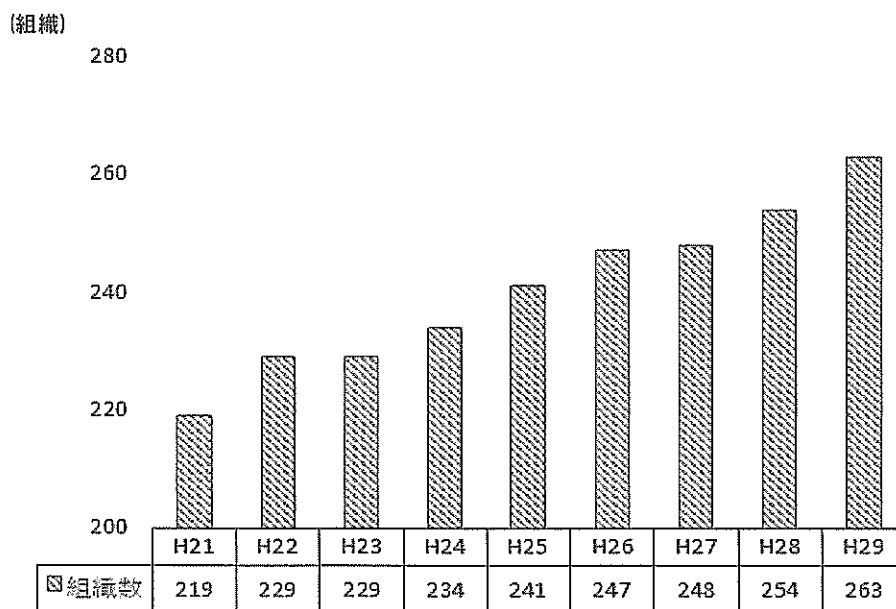
【参考データ】

奈良県の小地域福祉活動数の推移



※H25は見守りのみ、H26～支援活動調査あり
出典：県社協集計

奈良県における小地域福祉活動組織数



出典：県社協集計

小地域福祉活動組織：地区社協、地域福祉推進委員会、小地域ネットワーク等の名称により地域の福祉課題を協議し、活動を進める組織

② 生活支援サービス等の充実

【現状と課題】

- ・地域包括ケアを推進するため、各市町村は、介護保険制度のひとつである地域支援事業の

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）や生活支援体制整備事業等により、生活支援サービスの充実に取り組むことが必要です。

- ・平成 29 年 4 月から、全ての市町村が総合事業に移行しましたが、多くの市町村では新たな生活支援サービスが十分に整備されているとは言えず、従来型のサービスが中心となっています。
- ・そこで県では、生活支援サービスの充実に向けて、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチング等の機能を担う生活支援コーディネーターの養成や研修会の開催、「住民運営の通いの場」づくりモデル事業等を実施し、市町村への支援を行ってきました。
- ・総合事業の実施においては、地域特性に応じた現状把握と課題分析を行い、介護予防、生活支援、地域ケア会議等を一体的・計画的に進めながら、その進捗を評価していく必要があります。市町村の地域マネジメント力の向上が必要となっています。

【取組の方向性】

- ・市町村職員の地域マネジメント力向上に向けた支援として、ノウハウを有するアドバイザーによる少人数制のワークショップを開催します。
- ・また、市町村に配置された生活支援コーディネーターの活動の充実を図るため、必要な情報の提供・共有を目的としたフォローアップ研修の実施や、圏域ごとの生活支援コーディネーター連絡会の開催を支援します。
- ・さらに、住民が歩いて通える範囲に主体的に集まって週 1 回以上介護予防に資する体操等を行う「住民運営の通いの場」の普及・拡大を目指し、研修会の開催等を通じて情報やノウハウを提供することにより、引き続き市町村を支援していきます。

《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成32年度目標 (2020年度)
①	地域づくりによる 介護予防取組市町村数	28市町村 (平成30年3月現在)	39市町村
②	(①の取組による 「住民運営の通いの場」の活動拠点数	312箇所 (平成30年3月現在)	増加

【参考データ】

	H27	H28	H29
生活支援コーディネーターの養成状況	37人	30人	22人

出典：県地域包括ケア推進室集計

③ 元気高齢者の地域活動の推進

【現状と課題】

- ・高齢化が進む中、高齢者がこれまでの経験や知識を活かし、生きがいをもって社会参加を

していくことが地域共生社会の実現に向け重要となっている一方で、独居高齢者や障害のある人など、日常生活に支援を要する人も増加しています。

- ・高齢者が地域で安心して暮らし続けるために、支援を受けるだけでなく「支え手」となるなど、住民同士の支え合いを広げていくことが必要です。
- ・奈良県の平成29年度における高齢化率は、30.2%と全国平均の27.7%を上回っており、高齢者の社会参加の促進や高齢者相互の支援を行う老人クラブ等の活動が重要になっていきます。
- ・地域においては、老人クラブなど高齢者グループによる、体操や健康教室などの高齢者の居場所づくり、地域の見守り活動、外出などの生活支援等、様々な生きがいづくりや地域福祉活動が実施されています。

【取組の方向性】

- ・高齢者の外出やコミュニケーションを促進するため、老人クラブでの活動や身近な仲間とのグループ活動など地域社会での交流活動を推進していきます。
- ・高齢者がこれまでに培った知識や経験を活かして、支援を必要とする高齢者や地域を支える役割を担い、生涯を通じて活躍出来る機会づくりを推進していきます。
- ・高齢者の生きがいづくりを推進するため、県社協や県老人クラブ連合会等地域を支える団体と一体となり、健康長寿・介護予防のための健康づくり普及活動や、「ならシニア元気フェスタ」「高齢者美術展」の開催などスポーツ・文化活動に親しむ機会づくり、高齢者の各種の活動や学びの場の情報提供などについて、引き続き取り組んでいきます。

④ 地域における子育て支援の推進

【現状と課題】

- ・核家族化や地域のつながりが希薄化している中、母親の不安・負担感の軽減や虐待の未然防止のためには、地域の身近な場所で、子育て家庭への妊娠期からの切れ目のないきめ細かな支援が必要です。
- ・これらの課題に対応するため、子育て相談や親子交流の場となる地域子育て支援拠点や妊娠期から子育て期にわたる包括的な支援を行う子育て世代包括支援センター、児童虐待対策を担う市町村子ども家庭総合支援拠点の設置が市町村により進められていますが、支援の質の向上や量の拡充などの課題もあります。
- ・放課後児童クラブの整備に取り組むとともに、これらの事業に従事する子育て支援員や放課後児童支援員を養成し、市町村を支援しています。また、様々な分野・地域で子育てを応援する企業、店舗、NPO等を団員とする「なら子育て応援団」を中心に、地域での子育て応援の気運醸成を行っています。

【取組の方向性】

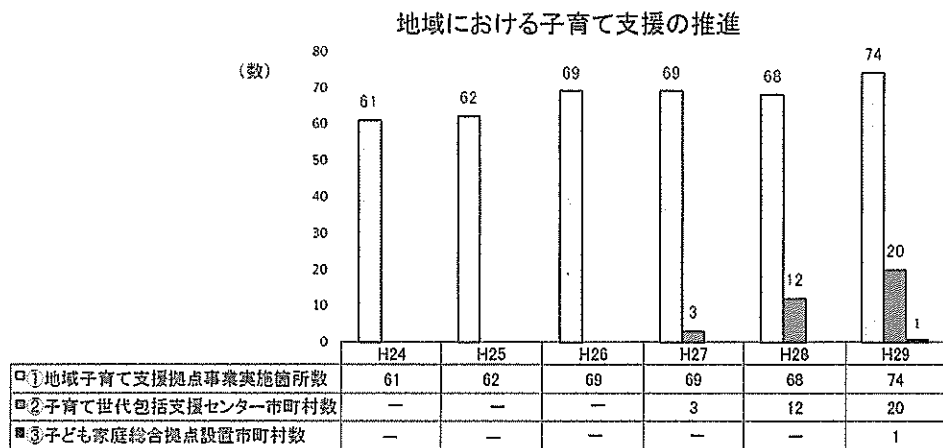
- ・子育て家庭への切れ目のないきめ細かな支援のため、地域子育て支援拠点等におけるスタッフのスキルアップや、市町村の子育て世代包括支援センター及び市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進となるよう支援していきます。

- ・また、地域社会全体で子育てを支えていく気運の醸成を通じて、全ての家庭が安心して子育てができる環境をつくるため、引き続き、なら子育て応援団の登録啓発を促進します。

《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成31年度目標 (2019年度)
①	なら子育て応援団登録店舗数	1,745店舗 (平成28年度現在)	1,800店舗
②	地域子育て支援拠点事業者向け研修会実施回数	累計28回 (平成29年度末現在)	累計20回

【参考データ】



出典：①県女性活躍推進課集計
②県健康推進課集計
③県子ども家庭課集計

⑤ 避難行動要支援者支援の充実

【現状と課題】

- ・災害などの緊急時においては、高齢者や障害のある人、妊産婦、乳幼児、在宅難病患者等の特別な配慮が必要な人（要配慮者）の中でも、自ら避難することが困難な人（要支援者）の避難体制の充実が不可欠です。また、避難所等での生活の中で、災害時要配慮者等の生活機能の低下等の防止を図りつつ、多様な福祉とニーズへの対応が求められています。
- ・現在、避難行動要支援者名簿は、県内全ての市町村で整備されていますが、要支援者の一人ひとりの避難方法等を示した個別支援計画は、ほとんどの市町村で作成が進んでいない状況です。
- ・また、要配慮者向けの福祉避難所は、平成30年9月末時点で県内34市町村、計239施設の指定にとどまっています。
- ・県では、福祉避難所の指定を推進するために、市町村を対象とした研修会を開催するとともに、民間施設との協定締結や一般避難所における福祉避難スペースの確保など、地域の実情に応じた対応策について助言を行っています。

【取組の方向性】

- ・市町村が、避難行動要支援者名簿の定期的な更新や平常時からの関係者への名簿提供等、支援対象者を確実に把握し、実効性のある支援を行うための個別支援計画を、民生委員、自主防災組織、自治会等と連携して作成することができるよう、支援していきます。
- ・福祉避難所の量的確保やトイレ等のバリアフリー化、要配慮者向けの生活用品の確保等により、避難所の環境整備を推進するとともに、地域住民と共に平常時から要配慮者を想定した避難訓練の実施や避難所情報等を地域住民に周知広報するよう市町村に指導・助言等を行います。
- ・災害時に要配慮者に対し福祉的支援ができるよう官民協働で福祉分野の広域的なネットワークを構築し、災害派遣福祉チームの体制整備を行います。

【参考データ】

	全部作成済	一部作成済	未作成
個別支援計画の作成市町村数 (平成30年6月1日現在)	5市町村	8市町村	26市町村

出典：県地域福祉課集計

⑥ 社会福祉法人の地域貢献活動の推進

【現状と課題】

- ・地域には社会的孤立やひきこもり等「生きづらさ」を抱えているにも関わらず、制度の狭間等で支援が受けられない人が増加しています。
- ・社会福祉法人は、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通じて、住民主体の地域づくりと連携し、積極的に地域貢献していくことが求められています。
- ・県内の多くの社会福祉法人は、これまでも独自に地域で社会貢献に取り組んできましたが、県内法人による地域貢献活動の広域的な協働取組として、平成28年6月「奈良県社会福祉法人共同事業（まほろば幸いネット）」が設立されました。
- ・同事業の推進により地域貢献活動に取り組む意義の共有が図られ、それぞれの地域における社会福祉法人による一体的な地域貢献活動が、少しずつ県内で広がっています。

【取組の方向性】

- ・社会福祉法人の広域的なネットワークによる「まほろば幸いネット」については、賛同法人の裾野拡大を図りながら、地域貢献活動の定着・促進に向けて、実践事例やノウハウを蓄積していくとともに、新たな支援の仕組み等、多様な主体との協働の場づくりに取り組めます。
- ・「まほろば幸いネット」をはじめとして、県内の社会福祉法人が、自ら地域の一員として地域で必要とされている福祉ニーズを把握し、地域の生活困窮者や生きづらさを抱える人へ無料又は低額で福祉サービスを提供する取組を通じて、地域における支援体制が重層化され、地域における福祉力の向上が図られるよう推進していきます。

2. 多様な福祉の担い手づくり

(1) 地域福祉を推進する人材の育成・組織づくり

① 民生・児童委員活動への支援

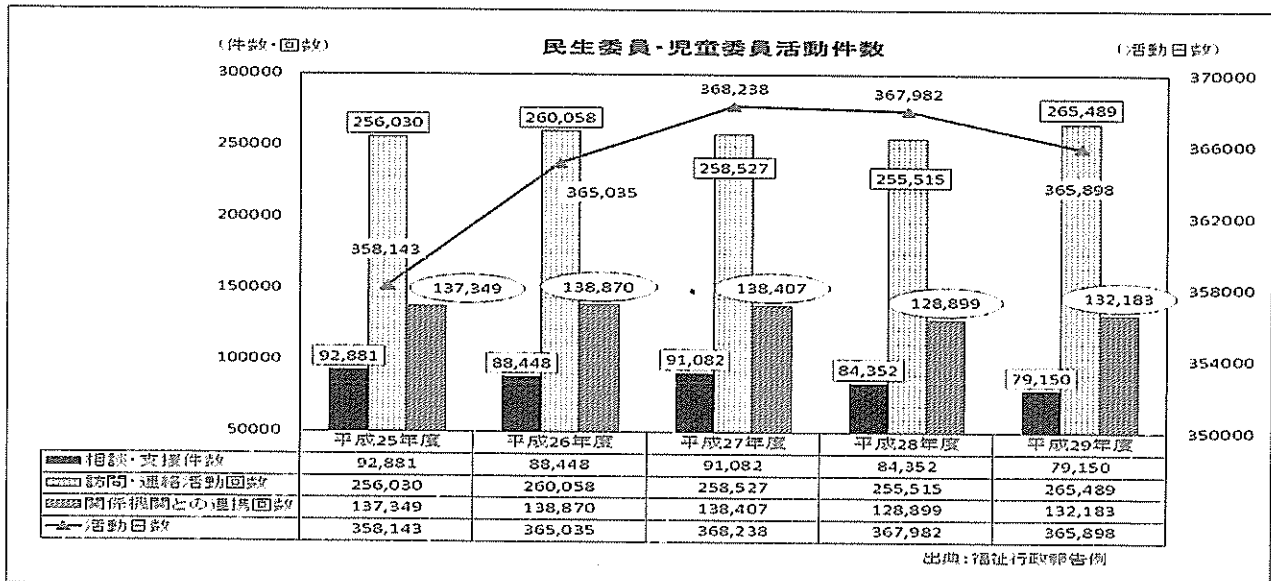
【現状と課題】

- ・本県の民生・児童委員については、平成30年11月末において、定数3,045名に対して2,994名が委嘱されています。
- ・民生・児童委員は、地域住民を支える身近な相談相手として、介護や障害、育児、経済的困窮による生活上の心配ごとなど、様々な相談に応じて、必要な支援が受けられるよう専門機関へ繋ぐとともに、見守り活動や地域ケア会議への参画など、地域福祉の推進に大きな役割を担っています。
- ・また、児童虐待やいじめ、不登校、貧困の連鎖、単身世帯の増加による孤立死や複合的な課題を抱える世帯の増加など多様な福祉ニーズに対し、民生・児童委員活動における専門知識や技術・ノウハウの習得が重要となっています。
- ・さらに、民生・児童委員の充足率の不足や高齢化に伴い、新たな担い手の確保が課題となっています。

【取組の方向性】

- ・県では、民生・児童委員活動の向上及び活動の継続のために、奈良県民生児童委員連合会（県民児連）と連携し、経験・役職別や分野別の研修の充実強化を図ります。
- ・市町村と協働して、民生・児童委員活動の重要性や意義等を積極的に発信し、地域住民への理解を深め、より幅広い担い手確保に努めます。
- ・また、民生・児童委員がより活動しやすい環境づくりのために、市町村や社協、自治会・町内会等の連携体制が構築されるよう市町村に対し助言等を行います。

【参考データ】



② コミュニティソーシャルワーク活動の充実

【現状と課題】

- ・地域が抱える課題は、複雑・多様化しており「自助」や「公助」だけでは対応できないニーズも存在し、「共助」も重要な要素です。また、地域には、支援が必要であるにもかかわらず、制度の狭間に陥って声を上げられない人もいます。
- ・このため、地域に入ってアウトリーチにより課題解決に向けた実践を行い、専門的観点から住民活動をサポートするコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割・存在意義が高まっています。
- ・そこで、県と県社協が協働して平成28年度からCSWを養成し、平成31年3月末現在、社協職員、地域包括支援センター職員、福祉関係者等173名が養成研修の修了認定を受け登録されました。しかし、CSWが有効に配置できている市町村は平成30年3月末時点で4市町村に留まっているため、CSW養成後のフォローアップ研修や市町村社協におけるCSWの活動支援に今後も取り組んでいく必要があります。

【取組の方向性】

- ・県は、これまでに養成したCSWの市町村での配置促進に向け、市町村地域福祉計画等での位置づけにより地域福祉施策として取組が推進されるよう働きかけを行うとともに、CSW養成研修の修了者を対象に、応用力向上を目的とした実践研修を行います。
- ・CSWを主軸とした地域コミュニティ構築等の好事例の普及にあたり、必要な個別支援等を県社協と協働して実施するとともに、CSWの役割や活動について、広く県民に知ってもらうため、広報啓発に取り組みます。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域に入り込んで、SOSを出せずに社会的孤立状態にある人など、支援が必要な人に寄り添い、行政などと連携しながら地域全体で支える仕組みづくりや課題の解決に取り組む専門家。

（CSWの主な役割）

1. 地域の困りごとを発見・解決します

住民や地域が抱える困りごとを把握し、必要なサービスや支援を行う行政・専門機関に適切につなぐ等、その解決を手助けします。

2. 地域のネットワークづくりをすすめます

困りごとへの対応や解決がスムーズに行われるように、住民主体の活動や仕組みづくり等を手助けします。

3. 支え合いの大切さを広げます

住民が主体となって、地域で支え合うまちづくりの意識を醸成します。

《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成33年度目標 (2021年度)
①	CSW配置市町村数	4市町村 (H30年3月末時点)	12市町村

【参考データ】

	H28	H29	H30
CSW養成人数	71人	53人	49人

出典：県地域福祉課集計

③ 住民等による見守り支える体制づくり

【現状と課題】

- ・地域共生社会の実現に向け、誰もが住み慣れた地域で生活していくためには、地域の住民同士で支え合い、見守る体制づくりが重要となっています。
- ・認知症は、誰もがなる可能性があり、誰もが介護者として認知症に関わる可能性があることから、身近な問題として社会全体で理解を深める必要があります。
- ・そこで、認知症の人と家族を支援する認知症サポーター及びその養成の講師役となる認知症キャラバンメイトを確保することにより、認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発に取り組み、平成30年3月末までに86,465人の認知症サポーターを養成しました。
- ・また、障害は誰にでも生じる可能性があること、また、同じ障害でも種類や程度は様々でその症状は一律でないこと、外見では分からない障害のために理解されず苦しんでいる人がいること、周囲の配慮があれば活躍できることがたくさんあること等についても理解を深める必要があります。
- ・そこで、県民や企業・団体等を対象に、様々な障害の特性やそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活で障害のある人に対するちょっとした手助けを実践していく「あいサポーター」の養成研修を実施し、平成30年3月末までに19,518人のあいサポーターを養成しました。

【取組の方向性】

- ・認知症を理解し、地域の中で認知症の人や家族をできる範囲で見守り支援できるよう、認知症サポーターの養成及び認知症キャラバンメイトの養成研修を引き続き実施するとともに、市町村によるキャラバンメイト活動促進のためのフォローアップ研修を実施し、認知症の人を見守り・支える体制づくりを行っていきます。
- ・また、まほろば「あいサポート運動」を引き続き実施し、全ての県民が障害についての理解を深め、障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会を目指します。

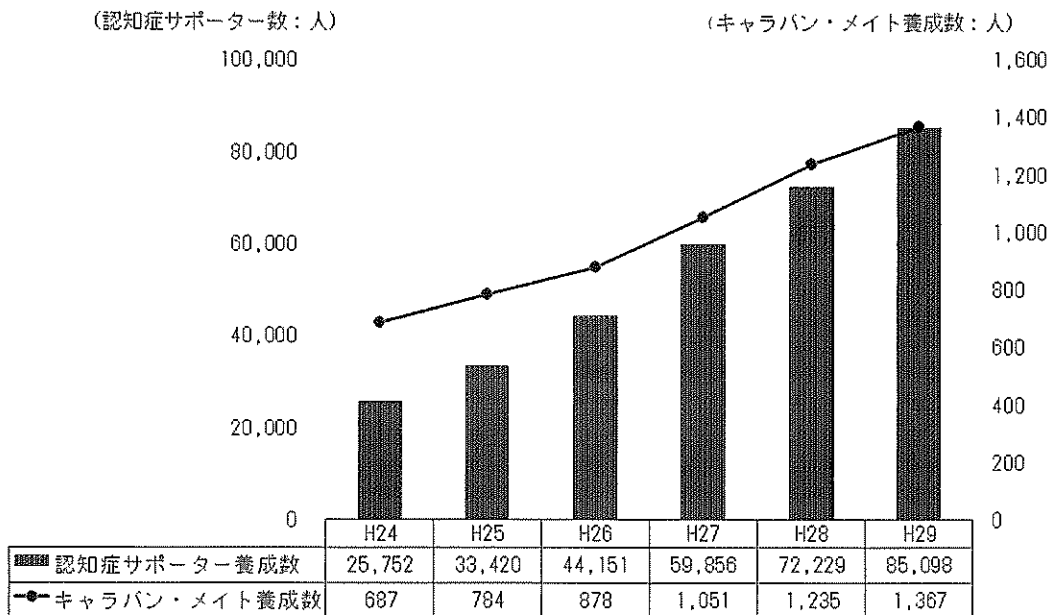
《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成32年度目標 (2020年度)
①	認知症サポーター養成数	86,465人 うち、キャラバンメイト数 1,367人 (平成30年3月現在)	135,600人

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成31年度目標 (2019年度)
②	あいサポーター養成数	19,518人 (平成30年3月末現在)	23,500人

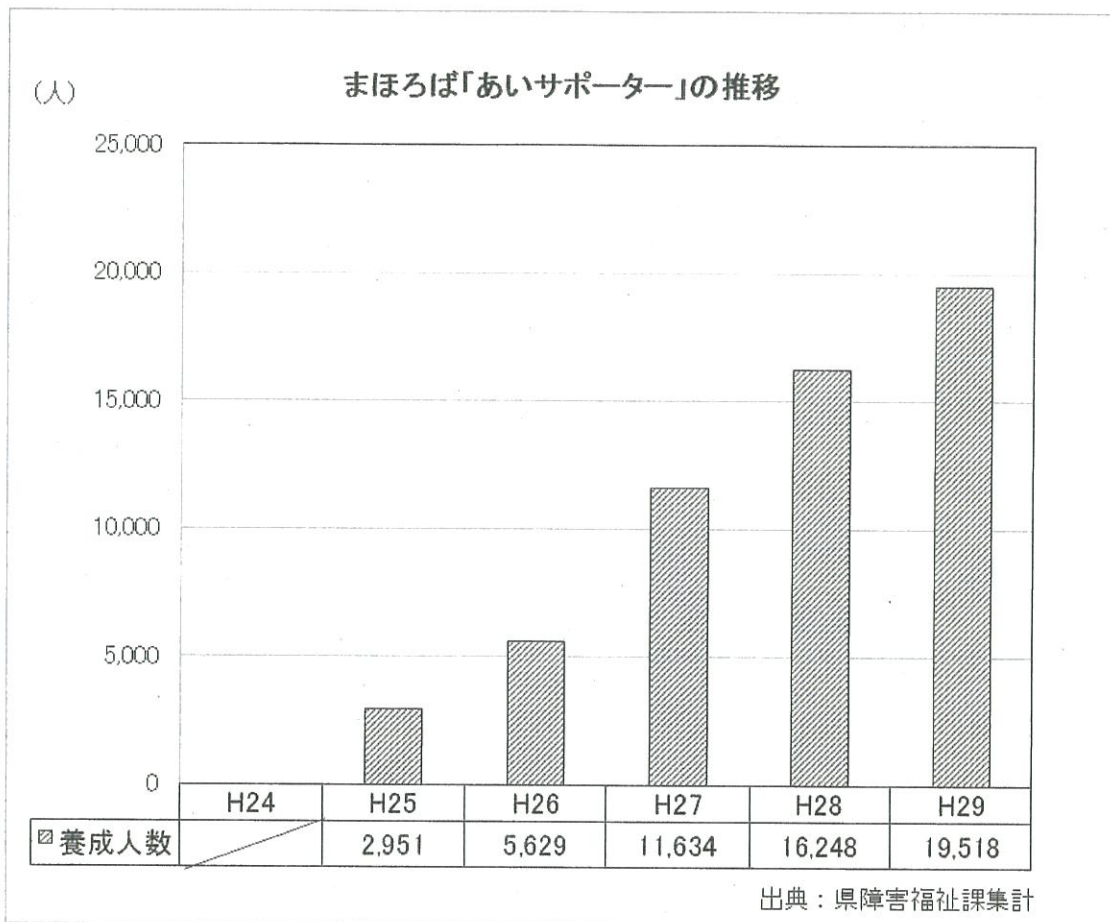
【参考データ】

認知症サポーター、キャラバン・メイト推移



出典：県地域包括ケア推進室集計

認知症サポーター：「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のこと
 キャラバン・メイト：「認知症サポーター養成講座」における講師のこと



④ NPO・ボランティア活動の参加促進

【現状と課題】

- ・地域におけるつながりが希薄化していることから、住民自らが地域の社会的課題の解決に主体的に取り組むことが重要となっています。
- ・そこで、自主的・自発的に他人や社会に貢献しようとする個人ボランティアやNPO（ボランティア団体等の民間非営利活動団体）による地域貢献活動に期待が寄せられています。
- ・特に、紀伊半島大水害や東日本大震災をきっかけとして、大規模災害時には、行政組織、社協、NPO・ボランティア等が、協働して被災者支援に当たる流れが生まれています。
- ・「社会生活基本調査」によると、奈良県のボランティア行動者率は全国平均を上回っているものの、やや減少傾向にあり、特に若年層では全国に比べボランティア行動者率が低い傾向にあります。
- ・また、近年、企業が社会を構成する一員としてどのような行動を取るべきかを問う、CSR（企業の社会的責任）やCSV（共有価値の創造）という考え方が定着してきており、取組が活発化しています。

【取組の方向性】

- ・ボランティア活動情報提供システム『奈良ボランティアネット』等を活用し、誰もがボランティア活動をできる機会を提供するとともに、奈良県総合ボランティアセンターや協働

推進センター等の活動・交流場所を提供するなど、県社協と連携しながらボランティア活動の支援や推進に引き続き取り組みます。

- ・企業や県民等からの寄附金による奈良県地域貢献サポート基金の活用により、「子ども・若者の健全育成」や「まちづくり」、「環境保全」、「福祉」などの分野で地域の課題解決に取り組むNPOやボランティア団体等を支援しています。
- ・また、大規模災害が発生した場合に備え、平素より災害ボランティアセンターの設置訓練や、災害ボランティアの養成に取り組んでいます。
- ・企業等との連携協定に基づく連携事業の取組を推進し、CSR（企業の社会的責任）やCSV（共有価値の創造）の取組支援を行います。

《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成33年度目標 (2021年度)
①	ボランティア行動者率	26.8% (平成28年現在)	37.7%

【参考データ】

ボランティアセンター活動状況

	H27	H28	H29
相談件数	1,066件	1,347件	1,179件
活動者数	36,844人	37,929人	46,838人

出典：県青少年・社会活動推進課集計

ボランティア行動者率推移状況

	H23	H28	
		全体	学生※
全国	26.3%	26.0%	23.4%
奈良県	27.7%	26.8%	17.6%

※15歳以上の無業者で通学しているもの

出典：総務省統計局「社会生活基本調査」

災害ボランティア養成講座修了者数

	H27	H28	H29
修了者数	累計81人	累計129人	累計163人

出典：県青少年・社会活動推進課集計

(2) 福祉・介護人材の育成・確保・定着

① 福祉・介護人材の育成・確保

【現状と課題】

- ・高齢化への対応や待機児童対策、障害のある人への取組の充実等、様々な福祉ニーズに対応するために、必要な福祉・介護人材を確保していくことは喫緊の課題となっています。
- ・平成30年6月現在の奈良県内全産業の有効求人倍率が1.46倍であるのに対して、介護分野の有効求人倍率は5.26倍と高い状態が続いており、2025年の奈良県の介護職員需給ギャップは約5,000人になると推計されています。
- ・そこで、平成27年に「奈良県福祉・介護人材確保協議会」を設立し、「奈良県福祉・介護事業所認証制度」の構築・運用、福祉・介護人材の確保に向けた周知・広報等について議論を重ねてきました。
- ・また、学生の求職者等に対して効果的な広報を実施するため、人材確保協議会に「広報ワーキンググループ」を設置し、学生向け啓発紙の作成や、大学生と認証事業所の若手職員との座談会を行うなど、若年層が奈良県内の福祉・介護事業所への就職を考えるきっかけづくりに努めてきました。
- ・奈良県福祉人材センターでは、職場体験や潜在介護人材の再就職の促進、各種研修による人材育成やキャリアパス確立に向けた支援、広報啓発等を実施しています。また、奈良県保育士人材バンクにおいて、保育士資格を有しているものの、保育現場で従事していない潜在保育士の就職支援や復職に向けた研修を行っています。
- ・全国的な傾向として、増加する福祉・介護の仕事の求人数に対して求職者数が追いついておらず、「福祉・介護職」に対するイメージアップなど周知広報の取組が必要とされているほか、関係課や教育機関等との連携により、奈良県福祉人材センターの認知度を向上させる必要があります。
- ・また、経済連携協定に基づき入国した外国人介護福祉士候補者の円滑な就労及び日本語習得等に対する支援を行っています。

【取組の方向性】

- ・高い有効求人倍率が依然として続いており、需給ギャップが見込まれることから、福祉・介護人材の確保に向けた有効的な手法等を検討する場として、人材確保協議会において、引き続き関係団体との協働・連携を図っていきます。
- ・保育士については、平成31年度から新たに、保育士養成施設入学者等への修学資金の貸付や、潜在保育士の再就職支援のための準備費用の貸付を実施することにより、人材確保に向けた取組を進めます。
- ・福祉・介護人材の参入促進、定着に向け、若者、女性、シニア、外国人など対象ごとの関心・ニーズに即した取組を推進するとともに、介護現場における人材活躍の観点から、職員の適正や役割に応じたキャリアパスの構築や専門性の向上を支援していきます。
- ・奈良県福祉人材センターでは、事業所及び求職者等への周知広報に取り組むとともに、小学校・中学校・高校でのセミナーや福祉・介護の職場体験の実施、若者向けの雑誌や中高

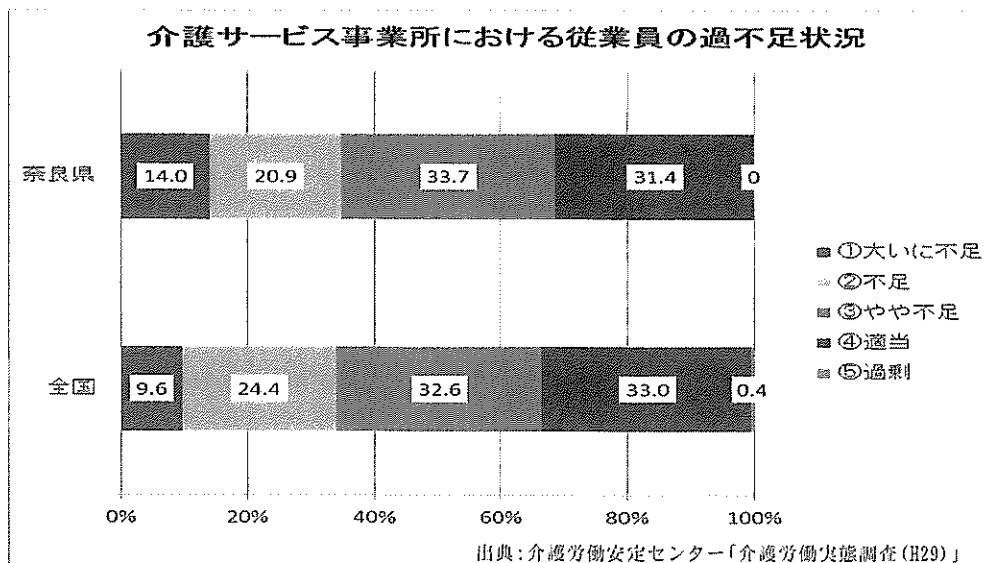
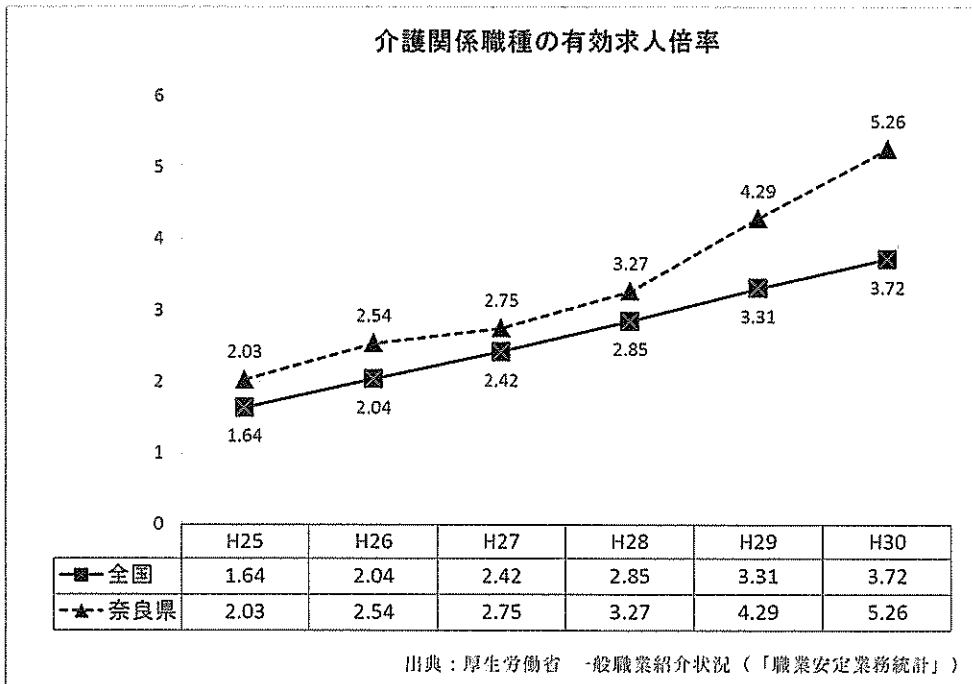
生新聞への掲載など、若年層に直接届く取組により、福祉・介護の仕事への興味を醸成していきます。

- ・保育士人材バンクでは、潜在保育士の就職を支援するため、きめ細かなマッチングを行うとともに、再就職を希望する人への研修の実施や就職後の相談などにも取り組んでいきます。

《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成31年度目標 (2019年度)
①	保育士人材バンクにおける就職斡旋数	累計310人 (平成30年3月現在)	累計350人

【参考データ】

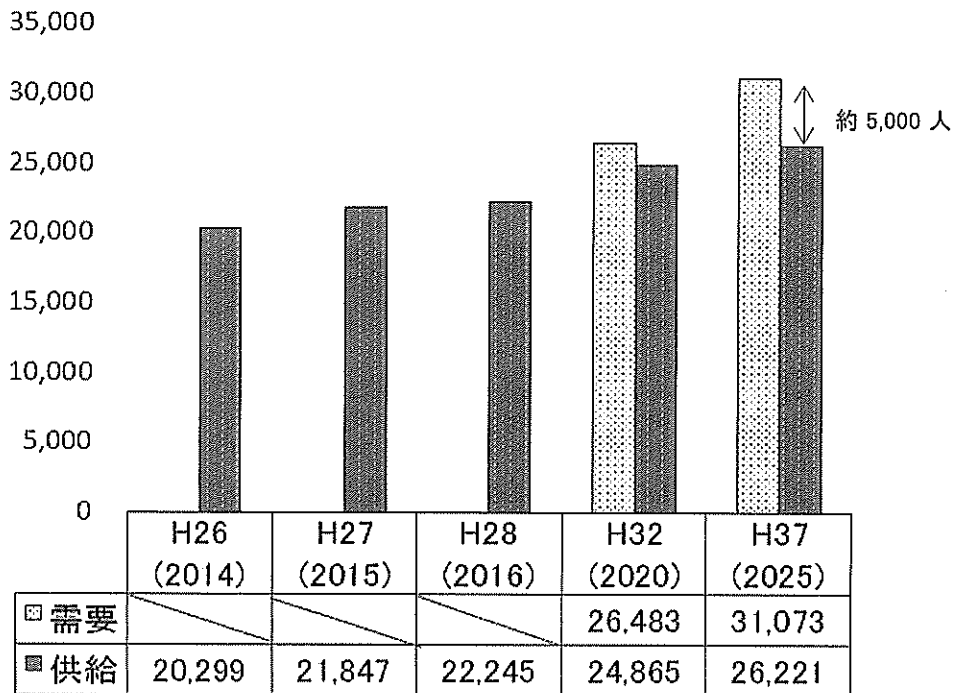


一般職業紹介状況(保育士)(平成30年1月)

	新規求職申込件数	有効求職者数	新規求人数	有効求人数	就職件数	有効求人倍率
全国	5,505件	17,150人	20,689人	57,963人	1,781件	3.38倍
奈良	77件	204人	211人	554人	12件	2.72倍

出典：厚生労働省 一般職業紹介状況(「職業安定業務統計」)

(人) 奈良県における介護従事者数の推移と将来推計



H26～H28 (2014～2016) 介護職員数 (実績)

出典：厚生労働省「第7期介護保険事業計画に基づく
介護人材の必要数について(平成30年5月)」

福祉人材センター求人登録者数

	H28	H29
全国	314,202人	308,405人
奈良県	5,126人	5,448人

出典：県福祉人材センター集計

福祉人材センターの紹介による就職者数

	H28	H29
全国	8,695人	6,020人
奈良県	251人	244人

出典：県福祉人材センター集計

② 働きやすく、魅力的な職場づくり

【現状と課題】

- ・福祉・介護人材の確保・定着を図るため、働きやすく、魅力的な福祉・介護の職場づくりを推進し、早期離職等を防止していくことが必要です。
- ・福祉・介護職場の状況や就労環境、雇用条件などの正しい情報を求職者に「見える化」することを目的として平成28年に創設した「奈良県福祉・介護事業所認証制度」では、平成30年3月末までに50法人、292事業所が知事認証を受けています。
- ・平成30年度からは、従業者50人未満の小規模な事業所にも認証を取得してもらえよう「認証制度チャレンジ事業所」を募集し、コンサルティングを行うなどの支援を行っています。
- ・また、介護従事者のための施設内保育施設の運営や介護ロボットの導入等、介護従事者の労働環境向上等に対する財政支援を行っています。
- ・保育士の定着促進については、各保育所における短時間勤務の導入や休暇がとりやすい職場環境づくりのため、労務管理の専門家による保育所長等への個別コンサルティングを実施するとともに、保育士の業務負担軽減に向けて、保育補助者の雇用に対する財政支援を行っています。
- ・また、各施設におけるキャリアパスの構築を支援するため、平成27年度から奈良県独自の研修体系を整備し、キャリア認定制度を創設しました。
- ・さらに、平成29年度からは技能や経験年数に応じた給与改善措置を実施し、給与改善に連動する新たな研修を実施し、研修体系の再構築を行いました。

【取組の方向性】

- ・「奈良県福祉・介護事業所認証制度」が広く認知され求職者の選択に資するよう、求職者等に対し積極的な周知広報を行うとともに、認証事業所の更なるレベルアップを機に福祉人材の確保が進むよう県域での取組を進めます。
- ・介護職員の労働環境の向上、処遇改善、キャリアアップシステムの確立に向けては引き続き取組を実施し、働きやすく、魅力的な職場づくりを推進していきます。
- ・保育士の定着促進については、若手保育士の離職防止に向け、保育士支援アドバイザーによる巡回相談を行うとともに、働きやすい職場づくりに向けた好事例の普及を図り、保育士がやりがいを感じながら働き続けることができる環境を整備していきます。

《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成33年度目標 (2021年度)
①	「奈良県福祉・介護事業所認証制度」 認証事業所数	292事業所 (平成30年3月末現在)	640事業所

3. 安心できる福祉基盤の整備

(1) 地域の人々を支える支援体制の充実強化

① 包括的な相談・支援体制の構築

【現状と課題】

- ・人口減少や核家族化、共働き世帯の増加など社会の変化により、様々な分野の課題が絡み合い複雑化したり、複数分野の課題を抱えている人が増加しています。
- ・また、地域のつながりの弱まりを背景として、「社会的孤立」や「制度の狭間」の課題も顕在化しています。
- ・これらの課題を解決していくためには、地域住民の「気づき」の機能を高め、住民や多機関と連携しながら、包括的に支援する体制を整備し、解決を目指していくことが必要です。
- ・また、自らSOSを発信できずに問題が深刻化し、解決が困難な状態になる前に早期に見し、支援につなげていくことも大切です。

【取組の方向性】

- ・住民主体の課題解決に向けた取組を支援するとともに、適切な公的支援と連携する、地域福祉のコーディネーターの役割を担うCSW等、地域福祉を担う専門職の育成や配置を促進します。
- ・市町村において、地域住民の相談を包括的に受け止め、地域住民等からの相談に多機関が協働して支援する包括的な相談・支援体制を構築するため、庁内外の連携体制の構築等も含めた好事例の普及や情報提供を行っていきます。
- ・支援を必要とする人の早期支援につなげるため、地域での見守りや民生・児童委員の訪問支援、民間企業との連携などによる情報提供、CSW等の専門職のアウトリーチ等による、住民に身近な圏域における重層的な見守りネットワークの構築を推進します。

② 生活困窮者自立支援の充実

【現状と課題】

- ・生活困窮者自立支援制度は、これまで縦割りの制度で対応が困難であった課題を抱える人を広く対象として、個々の生活困窮者の状況に応じた寄り添い支援により、自立を促す取組を進めてきました。
- ・平成30年10月に生活困窮者自立支援法が改正され、基本理念において、経済的な困窮に至る背景として「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」が明示されるとともに、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施促進により、より効果的な自立の促進が図られることとされました。
- ・地域社会での孤立につながるひきこもりへの対策として、県では平成27年度にひきこもり相談窓口を開設し、ひきこもり当事者や家族に対する電話相談、来所相談、県中南部への出張相談を実施しています。相談件数は年々増加する傾向にあり、ひきこもり期間が10